

## 持続化給付金等における加算金の過大徴収および返還について

### 【概要】

今般、持続化給付金・家賃支援給付金・一時支援金を不正に受給し、不正受給金額・加算金・延滞金を国庫に納付頂いた方のうち、46 者から、加算金を過大に徴収していた事実が判明しました。

本件は、給付規程の解釈を誤って加算金が計算されたことによるもので、過大に徴収していた加算金は合計約 197 万円となります。

### 【今後の対応】

加算金の過大徴収によりご迷惑をおかけした方を含め、国民の皆様には深くお詫び申し上げます。加算金を過大に徴収していた方には、本日以降、順次、中小企業庁から連絡し、過大徴収額の還付の手続きを取らせていただきます。

中小企業庁においては、今後、同様の誤りが生じることのないように、事務処理手順を再徹底し、正確な事務処理の確保に全力を尽くしてまいります。